

平成27年度 政府予算の概要について

平成27年4月9日、平成27年度予算案が参議院本会議で可決され、成立となりました。
一般会計の歳出総額は約96兆3,420億円、過去最大であった平成26年度に比べ、当初予算比で約4,600億円の増額となります。
そのうち、ビル業界に関連する主な事業は次のとおりです。

1 耐震対策緊急促進事業 (国土交通省)

不特定多数の方が利用する建築物、災害時の機能確保が必要な避難路の沿道建築物等を対象として、耐震診断の義務付け等を定めた改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行されました。これに伴い、耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)に加え、国が重点的かつ緊急的に支援する制度が平成25年度に創設され、平成27年度まで実施されます。

・耐震診断への補助
〔通常〕国費1/3
↓〔緊急支援〕国費1/2
・耐震改修等への補助
〔通常〕国費11・5%、1/3
↓〔緊急支援〕国費1/3、2/5

2 災害時拠点強靱化 緊急促進事業(国土交通省)

大規模災害時に発生する帰宅困難者を民間ビル等に受け入れてもらうため、一時滞在スペースや備蓄倉庫等の整備費を支援する制度が平成26年度に創設され、平成30年度まで実施されます。

対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル等
対象地域：政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺
補助対象：帰宅困難者を受け入れるために付加的に必要となるスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)
補助率：国2/3、地方1/3

3 耐震・環境不動産形成促進 事業(国土交通省、環境省)

耐震化や低炭素化が進まない老

【支援イメージ】

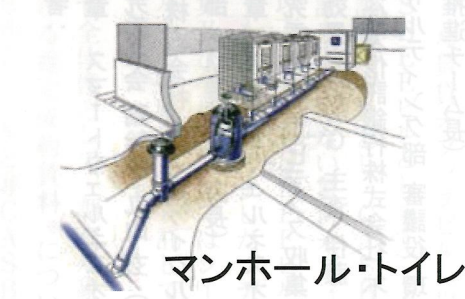
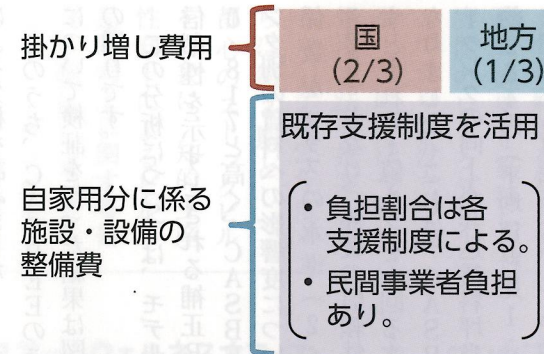


図1 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助対象の例

朽・低未利用不動産について、国が官民ファンドを通じて民間投資の呼び水となる出資を行うことにより、一定の耐震・環境性能を有する良質な不動産供給(改修・建て替え・開発事業)を推進する事業です。

4 既存建築物省エネ化 推進事業(国土交通省)

省エネ改修工事やバリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能



図2 既存建築物省エネ化推進事業の改修例

を表示することを要件に国が費用の一部を支援する事業です。

対象：省エネ改修工事(エネルギー消費量を15%以上削減)、バリアフリー改修工事(省エネ改修と併せて実施した場合に限る)、省エネ性能の表示に要する費用

※躯体(外皮)の省エネ改修を行い、改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たし、省エネ性能を表示することが要件

補助率：1/3
限度額：5,000万円(設備部分は2,500万円)
※省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は、2,500万円を加算

5 サステナブル建築物等 先導事業(国土交通省)

省エネ・省CO₂や木造・木質化等による低炭素化、健康、災害時の継続性等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブル(持続可能)な社会の形成を図る事業です。

補助率：1/2

※非住宅の新築事業については、採択プロジェクト総事業費の

5%または10億円のいずれか少ない金額が補助限度額

6 住宅・ビルの革新的 省エネルギー技術導入促進 事業(国土交通省、 経済産業省資源エネルギー庁)

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化(※)を推進するため、高性能建材や高性能設備機器等(空調、照明等)の導入を支援する事業です。

※ZEB/ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)と略称され、年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなるビル/住宅
補助率：1/3、2/3

7 エネルギー使用合理化等 事業者支援補助金 (経済産業省資源エネルギー庁)

省エネや電力ピーク対策を行うため、高効率設備・システムへの入替等を行う際に必要となる費用を補助する事業です。

補助率：1/3以内

※エネマネ事業者(エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギーを支援する事業者)を活用した事業の場合1/2以内